

広企情第52号  
平成16年6月15日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利  
(企画総務局情報政策課)



平成14年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への  
対応結果について (報告)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



監査の対象 環境局の業務・施設調査委託

項 目 4 環境局に関するコンピュータシステム

主管課 企画総務局 情報政策課

意	見
<p>(個人所有のパソコン使用について)</p> <p>セキュリティの観点からは、個人所有のパソコンを業務に使用することは、相当のセキュリティリスクを抱えることになる。</p> <p>したがって、業務に個人所有のパソコンを利用することを、基本的には禁止すべきであるとする。</p>	

対 応 結 果
<p>平成 15 年 7 月に「広島市情報セキュリティポリシー」を、e-市役所推進本部会議に諮り了承を得た上で策定し、この中で、個人所有の情報システム機器を職務上使用することを禁止した。また、同ポリシーを庁内 LAN の資料室に掲載する等により、職員への周知を図った。さらに、サービス監視委員会幹事会においても個人所有パソコンの使用禁止について周知を図った。</p>

監査の対象 道路交通事業に係る事務の執行状況

項 目 6 道路交通事業に関するコンピュータシステム

主管課 企画総務局 情報政策課

意	見
<p>(個人所有のパソコン使用について)</p> <p>視察した各部署では、多数の個人所有のパソコンが業務に利用されています。</p> <p>セキュリティの観点からは、個人所有のパソコンを業務に使用することは、データ持ち出し、漏えいのリスク、コンピュータウイルス感染のリスクを抱えることとなります。</p> <p>個人所有のパソコンを庁内に持ち込まない、庁内で使わない、重要なデータは庁舎外に持ち出さないなどといった「データの適正管理」の意識風土の醸成を全庁で徹底していくことが必要です。また同時に、下記対策を講ずることも必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a IT推進室にて作成中のセキュリティポリシーに個人所有パソコンの持込及び利用禁止を明確に規定する。</li><li>b 業務を実施する上でパソコン台数や性能に不足が生ずる場合には、費用対効果を考慮しつつ、パソコンの増設や能力増強や新機種への切替を行う。(道路交通局対応)</li></ul>	

対 応 結 果
<p>平成 15 年 7 月に「広島市情報セキュリティポリシー」を、e-市役所推進本部会議に諮り了承を得た上で策定し、この中で、個人所有の情報システム機器を職務上使用することを禁止した。また、同ポリシーを庁内LANの資料室に掲載する等により、職員への周知を図った。さらに、サービス監理委員会幹事会においても個人所有パソコンの使用禁止について周知を図った。</p>